

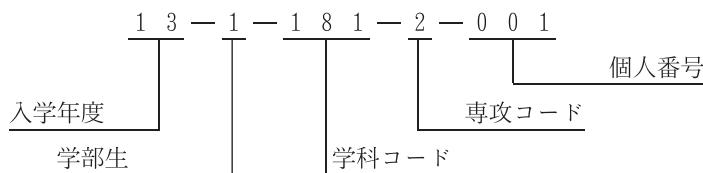
## 16. 海外留学・語学研修

毎年、国際交流室が計画している「海外留学制度」があり、交換・派遣・認定留学の三種類があります。休暇を利用した「語学研修」も募集しています。詳しくは、国際交流室（11号館1階）まで、問い合わせてください。

## 17. 学籍番号

学籍番号は学生証に記載される番号で、学生各人に与えられます。この番号（10桁）は近畿大学学生として登録されたことを表し、各種試験の受験および各種届出書類の作成等の場合に、学部・学科・学年・氏名とともに、この学籍番号を記入しなければなりません。

(例)



専攻コード

社会・マスマディア系専攻	0
心理系専攻	1
環境系専攻	2

## 18. 各種届出等

### \* 住所・氏名等変更届

本籍・氏名・現住所等の身上に変更があった場合には、速やかに届け出る必要があります。特に在学中の現住所については届出を正確にしないと、学修その他の連絡に不利となることがあるので注意してください。

### \* 休学・復学

- (1) 病気、その他やむを得ない事情で休学する場合は、学則の定めるところにより、総合社会学部事務部に願い出なければなりません。
- (2) 休学者が復学しようとするときは、学則の定めるところにより、総合社会学部事務部に願い出なければなりません。

### \* 除籍・復籍・処分

- (1) 学費を期限までに納入しない場合は、学則の定めるところにより除籍され、学生の身分を失うことになります。
- (2) 学費未納の理由で除籍された者が学籍の復帰を希望するときは、所定の期間内に手続きをした場合、審査の上復籍が許可されます。ただし、除籍の日から所定の期間を経過した場合は許可されません（詳細は総合社会学部事務部に照会してください）。
- (3) 処分は学則の定めるところにより行われます。

### \* 退学・再入学

- (1) 病気その他やむを得ない事情で退学する場合は、保証人連署で学生証を添付して総合社会学部事務部に届け出なければなりません（詳細は総合社会学部事務部に照会してください）。
- (2) 退学した者が再入学を希望する場合は、所定の期日までに出願し、その許可を受けなければなりません。

## **19. 転専攻・転学部試験**

学科内の転専攻を希望する者で受験資格を満たす者は、年度末に実施される選考試験に出願し合格すれば転専攻が許可されます。ただし、募集は、希望する専攻の定員を勘案したうえ行いますので、定員状況によっては実施しない場合があります。詳しくは総合社会学部事務部に照会してください。

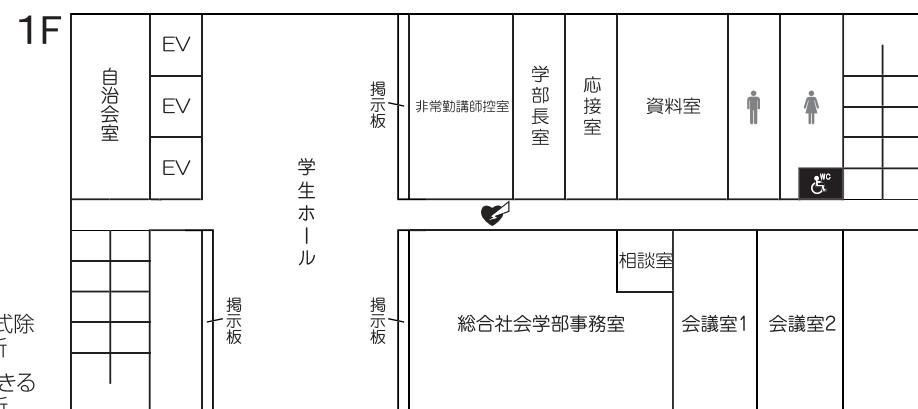
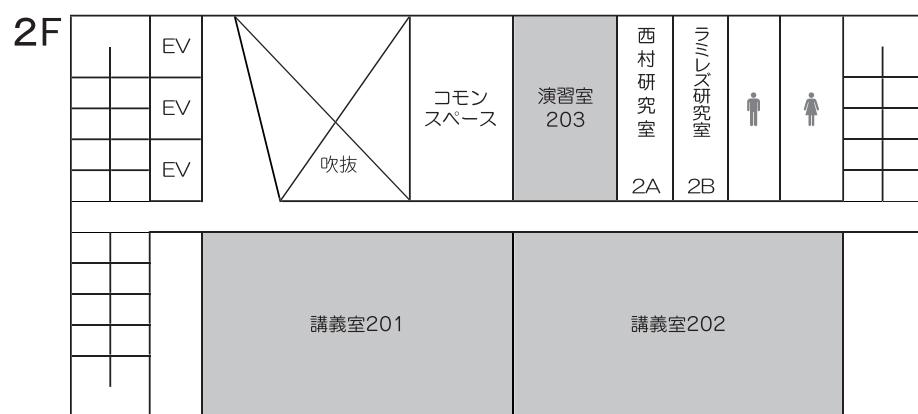
総合社会学部から他学部へ転学部を希望する者は、上記と同時期に転学部試験があります。詳しくは希望する学部の事務部に照会し、その指示に従ってください。

## **20. 転コース試験**

転コースを希望する者で受験資格を満たす者は、「第2学年終了時」に選考を行いますので、所属する専攻の教務委員または総合社会学部事務部に相談してください。ただし、募集は、希望する専攻（コース）の定員を勘案したうえ行いますので、定員状況によっては実施しない場合があります。

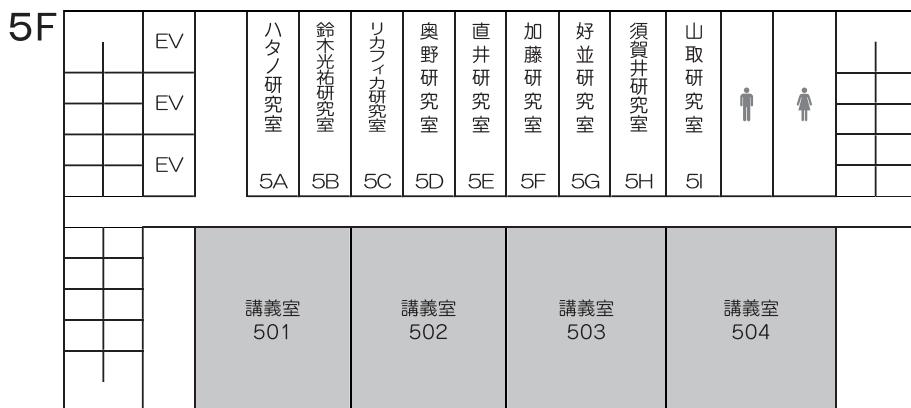
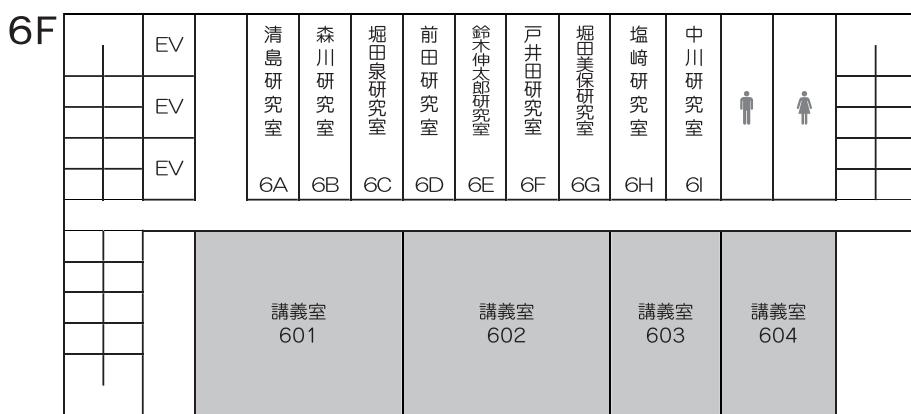
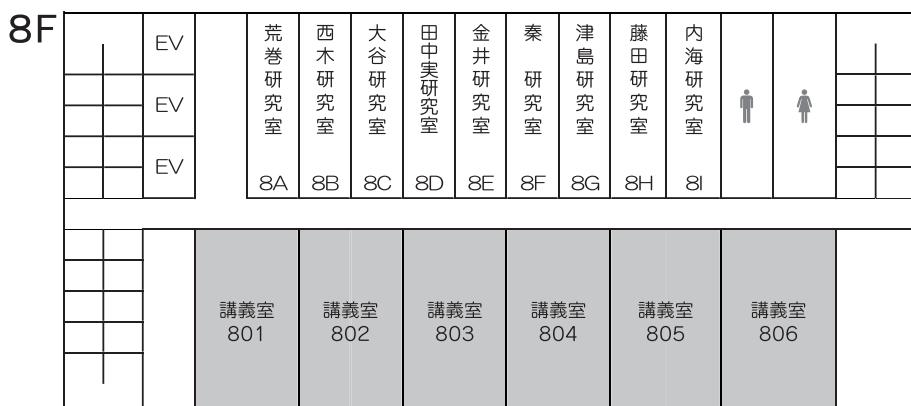
## 校舎・講義室等の配置図

## 講義室等配置図 (G 館)

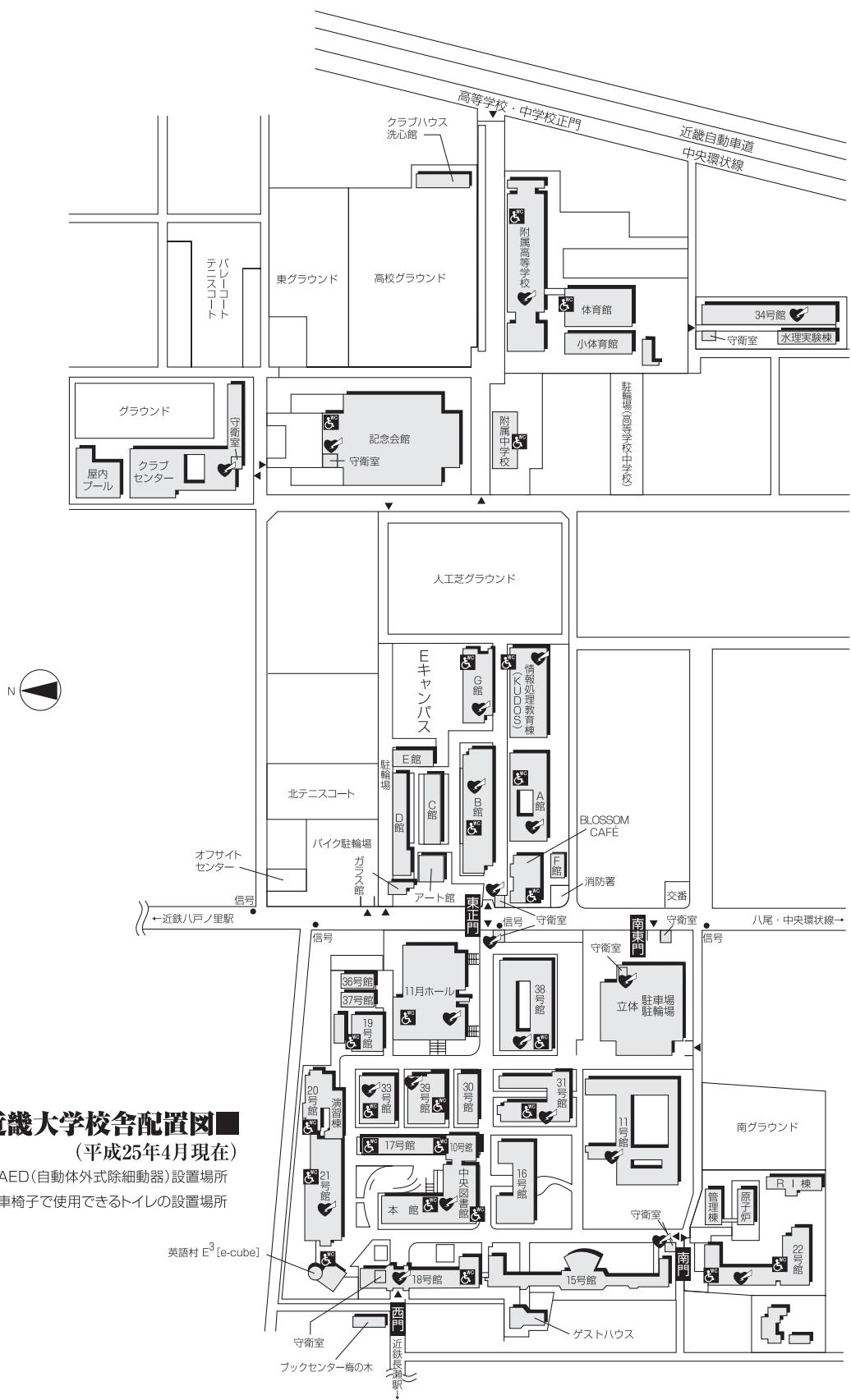


= AED(自動体外式除細動器)設置場所

= 車椅子で使用できるトイレの設置場所



## 校舎配置図（全体）





近畿大学